

# 安全衛生

## 「アスベスト(石綿)新法」の骨子固まる

政府は九月二九日、アスベスト(注一)に関する関係閣僚会議を開き、これまで補償の対象から外れていた被害者を救済するための「アスベスト新法(仮称)」の基本的枠組みを固めた。

新たに対象となるのは、①アスベスト取扱企業の従業員の家族②工場周辺の住民③アスベストが原因で死亡し五年の時効が過ぎた労働者の遺族——だ。「新法」を所管する厚生労働省は、給付金の財源や水準など、細部を詰めたいうで、来年の通常国会に、環境省と共同で法案を提出する方針だ。

アスベストによる健康被害が社会問題化するなか、厚労省は「新法」を軸に、被害者の迅速な救済策に乗り出す。**家族や周辺住民を救済**

新法は、アスベストによる健康被害が、「労働者」以外にも拡大していることをふまえ、従来の労災保険の枠組みでは救済されない従業員の家族や、周辺住民などを「すぎ間なく」救済することを目的とする。

対象となるのは、アスベストが原因で中皮腫(注二)や肺ガンを発症した人とその遺族(労災補償対象者は除く)。このうち、中皮腫については、アスベストとの因果関係が高いことから、肺ガンよりも認定基準を緩和し、「原則救済」の方向で検討を進める方針だ。

併せて「新法」では、労災保険を受けずに死亡し、五年の時効が経過した遺族に「特例措置」として、労災に準じた遺族補償を行う予定。

給付金は、国家賠償法や公害健康被害補償法など他の制度とのバランスを考慮したうで、①自己負担分の医療費②通院費を中心とした療養手当③遺族への一時金④アスベスト死亡者の葬祭料——の支給を想定している。

### アスベストへの対応

1890年代	石綿の輸入開始
1960年	じん肺検診を義務付けた「じん肺法」制定。
1971年	石綿など危険な化学物質の取扱を規制する。
1972年	WHO(世界保健機構)がアスベストの発ガン性を指摘
1974年	石綿輸入量ピーク(年間35万ト)。
1995年	毒性の強い青石綿と茶石綿の全面禁止。
2004年	石綿使用を原則、禁止する。
2006年	08年の全面禁止を前倒しで実施する予定。

財源は、原因企業に負担を求めていく方針で、「公費」を含めた「救済基金」の創設を視野に入れる。

### 申請先は全国の保健所

アスベストは細かい繊維状の鉱物。目にみえないかたちで、大気中に飛散している。いつ・どこで吸い込んだかを特定することは困難であることから、職歴や居住地などを問わず、申請を受け付ける考えだ。申請窓口は、被害者が申し立てしやすいよう、全国各地の保健所を活用する方針。

医師が診断したうで、アスベストが原因の疾病と認定されれば、救済の対象となる。不服な場合には、公害健康被害補償不服審査会に申し立てができるよう「後ろ盾」も整備する。

さらに、アスベスト被害者が、新法の「救済」以上の補償を求めることも想定されることから、原因企業と被害者で円満に紛争を解決できる民事紛争解決制度を盛り込む。

なお、救済の実務措置は、公害健康被害の補償業務を手がける環境省所管の独立行政法人「環境再生保全機構」(川崎市)がとりおこなう予定だ。

### 「新法」以外の対応

厚労省は、国民の不安を解消するため、「新法」以外でも早急な対策を講

じる。

今年七月、各地の保健所や産業保険センター、労災病院にアスベストの健康相談窓口を開設した。翌八月には、専門家を配置した「臨時相談窓口」を兵庫県尼崎市などのアスベスト事業所が多い地域に重点的に設置した。併せて、診断・治療の中核組織として、全国二二の労災病院に「アスベスト疾患センター」を設けた。

また現在は「原則禁止」となっているアスベストの使用を、「全面禁止」する措置を、当初予定の〇八年から前倒しして、〇六年に実施する方向性も打ち出す。

アスベストに対する国民の不安が高まりをみせるなか、厚労省には「待つたなし」の施策が求められる。

(注一)アスベストとは、天然の繊維状の鉱物。九割が耐火・断熱・防音の建築資材に使われた。蛇紋石系の青石綿(クロシドライト)・茶石綿(アモサイト)と、角せん石系の白石綿(クリソタイル)に大別される。青と茶石綿は毒性が強いとされる。

(注二)中皮腫とは、肺などの臓器を覆う薄い膜にできるガンの一種。アスベストと因果関係が強いとされ、吸飲後、三〇〜四〇年の潜伏期間を経て発症。現段階では、有効な治療法が確立されておらず、発症後、数年で亡くなる人がほとんど。〇四年は九五三人が同疾患で死亡した。

(調査部 遠藤彰)

## 労働運動

## 高木新体制、組織拡大を最優先に——連合大会から

連合は五、六の両日、東京都内で定期大会を開き、パートタイム労働者の組織化などを通じた組織の強化・拡大を最優先課題とする向こう二年間の新運動方針を確認した。笹森清会長の退任に伴う会長選挙では、UIゼンセン同盟の高木剛会長が全国ユニオンの鴨桃代会長を破り、五代会長に就任。事務局長には古賀伸明・電機連合委員長が就任した。以下、大会のポイントを報告する。

## 第三次アクションプランを策定

連合は二〇〇一年度以後、働くものすべてが正當に報われる「労働を中心とする福祉型社会」の実現をめざしてきた。だが、運動の展開とは裏腹に、この四年間に社会情勢はグローバル化と競争至上主義・市場万能主義の加速に伴う貧富の差が拡大するなど二極化傾向が強まっていると情勢を分析。大会で採択した〇六〜〇七年度の運動方針は、組織強化・拡大や均等待遇の実現、税・社会保障制度の抜本改革などを柱にすえ、改めて連合運動の再生・活性化と社会的労働運動の強化を訴えている。

なかでも最優先課題の組織拡大では、組織拡大の具体的な戦略である第三次アクションプラン（期間は二年）を新たに策定し、実施する。前回大会以後、

二年間の第二次アクションプランの拡大実績は、五十四万人の組合員を増やす目標に対し、二二万五〇七九人（達成率四一・七％）にとどまった。アクションプランをスタートさせた〇一年以降の四年間の通算を見ても、合計五十一万八八二八人の組合員を迎え入れた半面、六〇万二八二四人の組合員を失ったため、組織人員の減少傾向に歯止めをかけることはできなかった。

## 非典型労働者を組織化のターゲットに



大会では高木会長ら新執行部が選出された

この状況について笹森会長はあいさつで、「何が原因だったのかを突き詰めてほしい。雇用を守ることが労働組合最大の生命線だと言いつつ、できなかった」とこの間の経過を反省。「企業が生き残らなければ元も子もなくなってしまう」といって企業との共存を選んだ労働運動が、これからも本当にそのままいいのか、よく考えて行かねばならない」と自省を求め、企業との共存を優先しがちな企業別組合の運動を再考すべきとの見解を改めて示した。さらに、中小零細・地場企業の未組織労働者やパートなどの非典型労働者の組織化に「各構成組織が全力投球で取り組めば、組織率も反転できる」と訴えた。

第三次アクションプランでは、組織率低下の背景として、①フルタイム労働者からパート労働者への置き換えが進行②大企業の組合員が激減③中小・地場企業の組織化が停滞④官公部門でも一〇年間で組合員が四二万人（組織率で一〇・七ポイント）減少⑤第三次産業・サービス業で企業の中小零細性と多様な雇用形態が表れ、組織化が低迷——と分析。今後の重点ターゲットをパート、派遣、契約労働者などにおき、構成組織はこれらの労働者の組織化方針を確立するとともに、連合は単位組合（単組）の役割を徹底的に指導

する。分社化や公務の民間委託化などに対しても、「積極的な組織化行動」を展開する構え。二年間での具体的な組織拡大目標については今年一月に開催する中央委員会を設定する。

## 地方連合会・地域協議会の改革も提唱

さらに方針は、「地方連合会・地域協議会改革」の実施計画も打ち出している。目玉は地協組織の再編。専従者を原則二名配置し、各エリアの中心地に事務所を置く。これまでの相談窓口機能を強化することで問題解決型機能を持たせるとともに、NPOやボランティア団体とのネットワークづくりの役割も担う。中小・地場労組への支援や組織拡大にも力点を置き、「地域に根ざした顔の見える連合運動」の実践の場となる。まず全国の一〇〇地協を「モデル地協」として立ち上げる予定だ。

パート、有期契約、派遣、請負労働者などの均等待遇の確立では通年的にパート労働者への取り組みを強化するほか、民主党が国会に提出している「パート労働者均等待遇推進法」の早期成立をめざす。

## 民主党支持や公務員制度改革も継続

このほか、政治活動については、引き続き民主党を支援することで次期参議院選挙での与野党逆転をめざすことなどを提起。公務員制度改革についても、労働基本権確立の実現と民主的で、

透明・公正な公務員制度の実現などを求めていく。

政治への関わりについて笹森会長は、「(労組との関係見直しを表明している前原誠司民主党代表の)『脱労組』発言は大いに結構なこと。民主党イコール労組の関係なんて我々も組合員も望んでいない」とあいさつの中で述べ、民主党に支持基盤の拡大を求めた。

あいさつでは公務員制度改革にも触れ、「連合はこれを否定していない。公務・公共サービスの利便向上をどうするのかを基本に、国家・地方公務員やブランチ化している法人の人たちに對し、それぞれの働き方や契約状況に応じて制度をどうつくっていくか。制度ができれば、それに基づいた雇用条件や賃金、各種処遇条件が出てくる」と発言した。公務労組と民間労組の関係についても「(連合が)既得権益を打ち破ることができるか、公務員への対応を取りきれぬかが問われている」と主張。「官公労には権益をさらけ出し、世間の評価を受けるべき。行き過ぎた部分は思い切って是正し、当然の権利は取り続けなければならない」と述べた。

### 産業別最低賃金の継承望む声も

運動方針の討論では、パートの組織化についてサービス・流通連合から「産別や単組が連合に言われたからやるのではなく、現場の実情を踏まえ、自らが運動のあり方を提案し、具体的に実践していくことが極めて大事だ」との意見が出た。法定最低賃金の見直し問題では、JAMと電機連合が産業別最低賃金制度の継承、発展を要望。また、全国一般は評価委員会の提言を受けた

後の連合のこの二年間の運動に対して、「分析や方針に問題があるのではなく、行動力、具体的な実行に問題点があるのではないか」と苦言を呈した。

なお、公務員問題については「意図的、政治的な官公労や労働組合権に対する攻撃に対しては(連合が)今後とも毅然とした態度で対峙してほしい(日教組)」、「労働基本権の付与を含む公務員制度の改革を強く望む(自治労)」などの声があがった。

### 高木新会長を選出

笹森会長の退任に伴う新会長選には、主要産別トップらで構成する連合役員推薦委員会の推薦を受けたUIゼンセン同盟の高木剛会長と、全国ユニオンティ・ユニオン(全国ユニオン)の鴨桃代会長が立候補した。各構成組織の代議員による投票では、出席代議員四八六人中四七二人が投票し、三三三票を獲得した高木氏が一〇七票の鴨氏を制して第五代会長に選ばれた。なお、白票が三九票、無効票も三票あったため、有効票は四三〇票だった。

なお、会長代行には日教組の森越康雄委員長、事務局長には電機連合の古賀伸明委員長がそれぞれ無投票で選ばれ、新体制が正式に発足した。任期は二〇〇七年一〇月までの二年間。

### 発足以来 三度目の 会長選挙を実施

今回の会長選をめぐっては当初、笹森氏が世代交代を理由に古賀氏を事実上の後継者として指名したものの、前事務局長で自動車総連出身の草野忠義氏も出馬に意欲を示したため調整が難

航。推薦委員会が一度、白紙に戻したうえで調整し直して、最終的に高木氏を推薦した。草野氏が立候補を断念したことから、信任投票になる見通しだった。

ところが、こうした候補者選考のあり方に疑問を感じたことなどを理由に、全国ユニオンを率いる鴨氏が届け出締め切り日になって会長選に出馬を表明。二年前の前回大会に続き、連合発足以来三回目の投票による会長選挙が行われた。

選挙は民間最大産別のトップであり、役員推薦委員会の推薦を受けた高木氏が圧倒的に優勢だと見られていたが、蓋を開けてみると鴨氏の獲得票と白票・無効票を合わせた票が投票総数の三割を超える展開になった。選考過程が不透明だったことへの批判が強いことをうかがわせる結果だろう。また今後、現行の推薦システムのあり方が問われることになりそうだ。

### 組織拡大と政治活動の 強化を公約

大会終了後、高木会長ら新役員は都内のホテルで就任記者会見を開き、組織拡大と政治活動の強化を公約に掲げるなど、労組の社会的影響力の復活を新体制の重点課題に据える考えを示した。

高木会長は大会で「(一九・二%に低迷している労組組織率を)二年以内に二〇%に回復させることをめざす」とアピールした。これについては会見でも「(第二次アクションプランで)二〇数万人の新規組合員を入れていくが、減少する分もあるからこの三倍ぐ

らい増やす努力をしなければ二〇%台には戻らない。半ば公約的に言ったことであり、今後二年間で達成するよう汗をかこうと思う」と強調した。

一方、組織力に関しては「労働組合の政治活動力が非常に劣化している」として、労組の影響力低下に危機感を表明。「中堅・若手(の組合員)に、何故、組合が政治活動に取り組むのかを訴える努力をしていきたい」と述べた。なお、笹森前会長が二度来賓としてあいさつした自民党大会についても言及し、「選挙の際に組合員には、民主党基軸の選挙運動の応援をお願いしている。その枠内に入っていない政党の大会にエールを交換しに行くのはどうかかと思う」との見解を示し、自らは出席を見合わせる意向を示した。

### 賃金増額要求も視野に

また、古賀事務局長は、高木会長が大会で「〇六春闘で可処分所得の改善をめざす」と述べたことに関して、「昨年より強いトーンで月例賃金に対して配分を求めていくという大きな流れがある」との現状認識をしようえで、月例賃金の増額要求を検討していくことを明らかにした。〇六春闘では「パート共闘会議」を結成し、非正社員待遇改善も図っていく方針だ。

森越会長代行は公務員改革問題について、「公務員の問題になると(官公労が)既得権を守りたがっているような捉えられ方をされるのではないかと。国民のためにどんな公共サービスが必要で、そのために公務員はどうあればいいのかということから話をしていかなければならない」と発言した。

# 国の基本政策も焦点に

大会では、七月の中央執行委員会でも示された「国の基本政策に関する連合の見解(案)」も焦点になった。「見解(案)」は、今後の日本の外交・安全保障・憲法のあり方に関する三役会の議論などをまとめたもの。

## 自衛権保有を確認

見解(案)は、「独立国家の固有の権利としての自衛権を日本は保有し、その意味で、自衛隊が設けられていることに対する異論はない」として自衛権保有と自衛隊の存在を確認。そのうえで日本の防衛・自衛権のあり方について言及。日本の領土・領空・領海において攻撃が行われた場合には「日本は自衛権を発動する」とした。

ただし、この際には①日本への急迫不正の侵害があること②この場合にこれを排除するために他の適当な手段がないこと③必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと——の三要件を厳格に順守すべきであるとし、自衛権発動にあたっては日米安保条約に基づき米軍とともに行動するとしている。

## 国連平和維持活動に参加

その一方で、領域外では同盟関係に基づく武力行使はしないことや、自衛権発動回避のために今後、「東アジア地域の安全保障の構築のための努力」を最重視することを盛り込んでいる。

また、国際社会との協調と世界平和の構築のため、国民的合意を要件とし、

紛争当事国の合意を前提に国連平和維持活動(PKO・PKF)への参加も打ち出した。ただし、平和維持活動を除く国連の集団安全保障活動への参加は、現段階では認めることができないとしている。

## 九条について二案を提示

そして、これらの考え方と憲法との関係について、見解(案)は「憲法問題は『改憲か護憲か』という観念的な議論に陥りがちだが、その核心は日本の防衛・安全保障・国際協力のあり方についてであり、この部分に関する国民的合意を得ることが肝要だ」指摘。そのうえで、①防衛・安全保障・国際協力のあり方の内容の基本部分を包含できるよう憲法九条を改正し、その上でさらに詳細を規定するために「安全保障基本法(仮称)」のような法律を



国の基本政策問題も焦点になった連合大会

制定する②憲法九条の改正は敢えて行わないが、防衛・安全保障・国際協力のあり方の内容の全体を包含できる「安全保障基本法」のような法律を制定する——ことの二つの選択肢を提示していた。

## 構成組織からは様々な意見が

当初は見解案について八、九月の中央執行委員会での議論を経て、大会で「中執見解」として提案される予定だった。だが、総選挙などで討議の時間を確保できなかったことから、とりまとめ作業を延期。大会では一般活動報告でこの間の経過について触れるとともに、一四構成組織から文章で出された見解(案)に対する「意見」を別冊資料として紹介するにとどめた。一四組織からは、憲法第九条を改正すべきと主張するものや、逆に改正反対と訴えるものなど様々な意見が寄せられている。

笹森会長はいさつで「(衆院で与党が)憲法改正も発議できる三分の二以上の議席を獲得したことを考えると、連合の中で方向性についてまとめておかないと国会や国の議論に間に合わないようになってしまう」との懸念を表明。一四の構成組織から意見書が出されたことを「連合内でさまざまな意見が出されるようになった。連合にとって大きな変わり目だ」と評価し、新体制での議論の継続を求めた。

こうした現状に対し質疑では、「連合に求められているのは積極的な平和実現を内外に呼びかけることであり、見解をとりまとめることではない。連合内にさまざまな意見があるなかで、

それらを拙速に一つの見解に取りまとめることは連合の団結にとって阻害につながるのではないかと危惧する」(JR総連)、「地方あるいは職場に行けば行くほど、見解案に対する違和感、拒否感が強い。先延ばしではなく、まず三役案について撤回し、新たな議論をして欲しい」(全国一般)、「憲法九条改悪を絶対許してはいけない。労働組合が国家の戦争政策に手を染めてはならない。今回の見解案についてはぜひ撤回して欲しい」(国公連合)、「連合の中執でこの案について議論がなされたとは聞いていない。あたかもこれが連合原案であるかのごとく組合員が受けとめて混乱していると思うので整理して欲しい」(日教組)などの不安の声が相次いだ。会長選の立候補演説でも鴨氏が「一番心配な平和の問題については、憲法九条を見直す声があるようだが、これは決して許してはならない」と訴えた。この憲法問題に対する主張も、鴨氏が大方の予想を超える得票を集めた一因とみられる。

## 今後 も議論を継続

高木新会長は就任会見でこの問題について、「前執行部が議論を進めて途中経過にあるが、テーマによっては議論しても合議が得られないものもある。そういうものをどうしていくか。いずれにしても率直かつ丁寧に議論していきたい」と説明。個人的見解と前置きしつつ「憲法九条一項の平和主義はどんな時代でも誰でも大切にしなければならぬこと。一番の論点は自衛隊を憲法上どう表現するかだ」などと述べた。(調査部 新井栄三)